



子ども・若者白書（平成25年版）

拓殖大学工学部教授 巽 公一

1. はじめに

「子ども・若者白書」の前身は「青少年白書」である。青少年白書は、青少年の現状と青少年に関する施策を広く国民に紹介し、その理解を得るという趣旨から、昭和31年から平成21年まで51回にわたり内閣府により刊行されていた。

「青少年白書」が「子ども・若者白書」に衣替えしたきっかけは、平成21年に制定された「若者育成支援推進法」。有害情報の氾濫など子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など子ども・若者の抱える問題の深刻化などに対応するためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるため、子ども・若者育成支援の総合的施策を推進することが必要であるとして、法制化された。

同法の第六条に「政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。」と定められ、ここで示された報告書に当たるものとして、平成22年度より青少年白書を引き継ぐ形で「子ども・若者白書」が刊行されるようになった。

「子ども・若者白書」は、基本的に以下のよう

第1部 子どもや若者の状況（各種統計資料などにより、子どもや若者の置かれた現状を紹介）
特集 （特定のテーマを設定し、紹介）
第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況（子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく大綱の構成に沿って施策の実施状況を紹介）

2. 子どもや若者の状況

第1部の「子どもや若者の状況」では、人口、健康、成育環境、社会的自立、安全と問題行動、生活行動・意識の6つの項目について統計資料に基づき子どもや若者の現状を解説している。

これらの統計資料は、文部科学省、厚生労働省、総務省、警視庁等の各省庁で行った調査に基づくものであり、すでに様々なメディア等を通して情報発信されており、断片的には周知されているものが多いが、ここでは個々の情報体系的に整理されているので、改めて子どもや若者の現状を俯瞰するうえで非常に役立つ情報になっている。

毎年継続的に調査しているものについては、経年変化が把握できるようになっており、例えば、30歳未満人口の減少、いじめに関する人権相談・人権侵害事件の増加、小学生の自然体験活動への参加の減少、子どもの貧困率の増加、若年無業者の割合の増加、児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加など、10～20

年のスパンでそれぞれ推移をみることにより、現在の子ども・若者を取り巻く課題を読み解くことができる。

新たな情報としては、文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年12月)の結果が示されている。発達障害の全国的な実態調査は平成14年度以来である。発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする小学生・中学生の割合は6.5%であり、そのうち現在支援がなされているまたは過去に支援がなされた者の割合は58.2%、支援がなされていない者の割合は38.6%であることなどが示されている。特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過したが、小学校・中学校の実態やこれまでの取組状況は、発達障害の生徒の指導に取り組んでいる高等学校にとっても重要な情報として注目する必要がある。

3. 若者育成支援施策

第2部の「子ども・若者育成支援施策の実施状況」では、子ども・若者育成支援推進大綱として作成された「子ども・若者ビジョン」に示された5つの理念と3つの重点課題に基づく施策について、実施状況を報告している。

扱われる施策は、「すべての子ども・若者」の健やかな成長を支援する施策と、「困難を有する子ども・若者」やその家族を支援する施策とに区分されている。

すべての子ども・若者を対象とした施策については、多様な活動の機会の提供や学力の向上などの「自己形成支援」、ボランティアや国際交流活動の推進などの「社会形成・社会参加支援」、相談体制の充実などの「健康と安心の確保」、職業的自立に必要な能力の形成などの「職業的自立・就労等支援」の各項目にまとめられ

ている。

困難を有する子ども・若者を対象とした施策については、ニート・ひきこもり・不登校等の子ども・若者の支援、発達障害を含む障害のある子ども・若者の支援、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援、子どもの貧困問題への対応、児童虐待防止対策、いじめ被害・自殺対策、被害防止のための教育など、第1部の「子どもや若者の状況」の統計資料に示された子どもや若者を取り巻く様々な課題に対応した施策がまとめられている。

4. 青少年センター

平成25年版子ども・若者白書では、特集として、「地域における青少年育成活動」が取り上げられている。

いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫など子どもや若者を取り巻く問題が深刻化する中で、青少年育成のための取組を行っている青少年センターの現状と取組事例、地域において青少年育成活動に携わっている方々の取組等を紹介している。

特集の概要を以下に紹介する。

青少年センターとは、青少年育成を目的として、全国の市町村を中心に設置されている機関であり、昭和27年に京都市警察本部に設置された「少年補導所」が始まりとされている。平成25年には、全国703か所に設置されており、ここ20年くらいは、設置数はほぼ横ばいである。

青少年センターの活動内容は、相談活動(71.1%)、補導活動(65.4%)、有害環境浄化(61.5%)などの非行防止に係る活動を行っているところが多い。また、広報啓発(59.9%)を行っているところも半数を上回っている。一方、学習支援その他の立ち直り支援(22.3%)や就労支援(10.1%)を行っているところは少ない。(図1)

全国の青少年センターのうち、「子ども・若

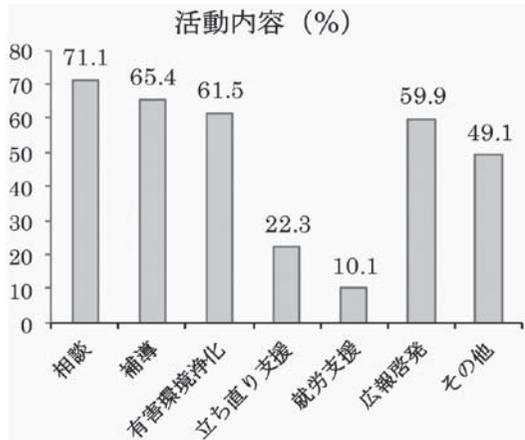


図1 青少年センターの活動内容(内閣府調べ・複数回答)

者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」として位置づけられているものは、45か所(全体の6.4%)である。これらのセンターでは、立ち直り支援や就労支援まで行っているところが一般的な青少年センターと比べて多くなっている。

5. 相談活動

相談活動は、青少年センターの最も主要な活動の1つである。平成23年度における相談件数は全体で約22万件であり、平成12年度と比較して約5万件増加している。相談方法としては、来所相談(58.7%)と電話相談(38.0%)が主であり、他にメール相談(3.3%)も行っている。相談者は本人(42.0%)が最も多く、次いで家族(32.8%)、学校(15.6%)の順になっている。

事例として取り上げられた千葉県の市原市青少年指導センターは、平成24年度から「子ども・若者総合相談センター」に位置づけられ、従来の健全育成や非行に関する相談に加え、ニートやひきこもりなどの相談にも対応するようになっている。相談件数は、年間500件以上であり、子ども・若者支援全般にかかわる相談の第一次的な窓口となり、ここで解決できない相談につ

いては、教育、福祉、保険、医療、雇用、更生保護、矯正等の個別の相談機関を紹介するなどして、総合相談としての役割を果たしている。

同じく事例として取り上げられた広島県の広島市青少年総合センターでは、いじめや不登校などに関する相談の対応だけでなく、困難を抱えた子どもへの就労や就学への意識づけなど、立ち直り支援も行っている(平成23年度において就労支援28件、就学支援12件)。具体的には、専属の相談員がハローワークと連携し、仕事探しの手伝いをしたり、ボランティアを活用して個別に勉強のサポートをしたりするなど、非行からの立ち直りに向けた支援を行っている。

6. 補導活動

青少年センターのもう1つの主要な活動として、補導活動がある。平成23年度における街頭補導の実施回数は全体で約18万回であり、補導した青少年の数は約24万人となっている。この数は、平成60年には約50万人であったが、その後減少傾向が続いている。

事例として取り上げられた市原市青少年指導センターでは、市から委嘱されたボランティアの「青少年指導員」が市や警察署と連携しながら、登下校時や夕方を中心に、年間を通じて延べ650回(平成23年度)の街頭補導を実施している。具体的には、子どもが集まりやすい場所や非行・犯罪被害につながる危険な場所の見回りを行うほか、不審者の発見にも力を入れている。また、街頭補導で得られた情報は、「生活安心メール」として、市民にメール配信し、情報提供に努めている。

7. 青少年育成の担い手

特集では、青少年育成の担い手として活動している団体や地域における活動を牽引している

方々の取組についても紹介している。

これらの団体や個人の活動には、体験活動を通して、子ども・若者の健全育成を図る効果的な取組がみられる。

本書に事例として紹介されている県民・市民会議、NPOなどの民間団体及び青少年育成国民運動推進員等の青少年育成に携わる方々の主な活動内容を表1に整理した。

本書で紹介された体験活動の中には、自然体験、ものづくり体験、伝統文化体験、地域・社会体験、スポーツ活動などがある。ものづくり体験に関しては、伝統工芸品の琴の製作、工務店での木材加工、竹とんぼ作りなどの取組がみられる。

8. 地域における青少年育成活動

特集で取り上げられた「地域における青少年育成活動」の記事からは、青少年センターや地域の青少年育成の担い手の方々が果たしている役割と、相談活動、補導活動、体験活動等の健全育成上の効果を改めて認識することができる。

省庁縦割りの対応の弊害を排し、子ども・若者育成支援を総合的に推進することを目的として制定された若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域の連携を一層強化し、青少年の健全育成に取り組むことの重要性を「平成25年版子ども・若者白書」は著している。

表1 青少年育成の担い手と主な活動内容

	青少年育成の担い手	主な活動内容
県民・市民会議	公益社団法人青少年育成広島県民会議	「夢配達人プロジェクト推進事業」(福山の伝統工芸品である琴の製作と演奏など)
	会津若松市青少年育成市民会議	「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」(会津の先人との約束く絵手紙>, 朝のあいさつ運動など)
NPOなどの民間団体	「メダカ里親の会」(栃木県宇都宮市)	「田んぼの学校」(田植え, 草取り, 稲刈り, 田んぼ周辺に生息する生き物の観察, 収穫祭など)
	「ジェスパル」(千葉県木更津市)	「無理なく, 楽しみながら, 持続可能な活動」(サマーキャンプ, 地域交流ラジオ体操など)
	「バニラシティ・イングリッシュセンター」(兵庫県)	小学生がのびのび遊べる冒険広場, 中高生が自由に過ごすフリースペースなど, 若者の居場所づくり
青少年育成に携わる方々	門賢氏 (三重県紀宝町)	工務店作業場を遊び場として開放し, 大工道具や木材片を利用したものづくり体験, 野球や駅伝の大会参加など
	石井健一郎氏 (広島県宇品東地区)	伝統文化である「宇品踊り」の継承と地区の小中学校の運動会での実演など
	山中睦夫氏 (栃木県小山市)	子どもフェスティバル (竹とんぼ作りなど遊び体験), 高校生フォーラム (地域での活動の意見交換) など
	井内清満氏 (千葉県)	非行からの立ち直り支援 (24時間365日の相談対応, サッカーチームの結成) など

※本資料は、「平成25年版子ども・若者白書」の特集で示された事例の概要をまとめたものである。